

交	00	01	1 年
(令和6年3月末まで保存)			
(令和5年3月末まで有効)			

交 企 第 1 1 7 号
(交規、交指、地域)
令 和 4 年 6 月 1 7 日

各 所 属 長 殿

交 通 部 長

自転車安全対策強化日の指定について

自転車安全対策に関しては、これまでも、広報啓発活動をはじめとする各種対策を推進してきたところであるが、依然として交通ルールを無視する自転車利用者への批判的な意見が多く寄せられているほか、本県においても、昨年中における自転車乗車中の死亡・重傷交通事故のうち、約7割が自転車側にも何らかの法令違反が認められるところである。

このような情勢の中、5月中を「自転車活用推進法上の自転車月間」に指定し、交通安全教育のほか広報啓発等を推進してきたところであるが、本県警察で掲げた交通死亡事故抑止目標を達成するため、自転車安全対策強化日を「歩行者安全対策強化日の指定について」(令和4年3月8日付け交企第469号)による歩行者対策強化日と同日に指定し、更に自転車に係る諸対策を強化することとしたので、各所属においては、下記事項を一層推進するなど、関係機関・団体と連携しつつ、実効が上がるよう取り組まれない。

記

- 1 自転車安全対策強化日
毎月1日、15日
- 2 強化区域
管内の自転車指導啓発重点地区・路線等
(各警察署の自転車指導啓発重点地区・路線については別紙参照)
- 3 運用期間
令和4年7月から令和5年3月までの間
- 4 強化日における活動重点等
 - (1) 交通安全教育及び広報啓発活動

全ての自転車利用者に対して、「自転車安全利用五則」や「交通の方法に関する教則」を活用するなどして、自転車は「車両」であり、車道通行が原則であること、歩道通行できる場合でも歩道は歩行者優先であることなど、自転車の基本的な交通ルールを周知すること。

(2) 実効性のある指導警告と交通指導取締り

違反者に対する指導警告は、自転車利用者に対して交通ルールを認識させる機会でもあることから、指導警告に際しては、自らの違反行為の危険性や交通ルールを遵守することの重要性について違反者が理解できるよう、自転車指導警告票及び自転車安全指導カードを活用した実効性のある指導警告を行うこと。

また、交通違反が行われた場合において、違反行為により通行車両や歩行者に危険を生じさせたときなどは、交通切符等を活用した検挙措置を積極的に講ずること。

5 実施上の留意事項

(1) 部内教養の徹底

部門を問わず、警察職員に対し、自転車の交通ルールについて教養を実施し、特に、職務執行に際して自転車を利用する職員に対しては、交通ルールの遵守について指導を徹底すること。

(2) 関係部門との連携

他部門で実施される講習の機会等に際し、自転車の交通ルール等周知のための広報啓発活動を積極的に実施すること。

また、自転車利用者による交通違反に対する指導取締り等の街頭活動の実施については、地域部門との緊密な連携に留意すること。

(3) 自治体等への支援等

自治体等においても、自転車の安全な利用やそのための教育等を推進しているところであるが、各警察署にあっては、自転車の交通ルール遵守等のための取組を積極的に支援すること。

(4) 関係機関・団体との協力体制の強化

対策を効果的かつ継続的に推進するため、これまでに、自治体、教育委員会・学校、道路管理者、自転車関係団体等の間で設置した連絡協議会等を活用するなどして、引き続き、関係機関等との協力体制の強化を図ること。

また、関係機関・団体との適切な役割分担を図るとともに、必要な情動的協力や支援等により、連携を強化すること。

6 報告

別途指示する。

7 賞揚

真に実効ある施策を実施したと認められるものについては、交通部長賞を授与する。

担当 交通企画課安全教育係

令和4年自転車指導啓発重点地区・路線

1 署別選定数

	青森	八戸	弘前	五所川原	黒石	十和田	三沢	むつ
地区	2	2	1	1		2		
路線	1	1	2		1	1	1	1

	野辺地	つがる	三戸	鯉ヶ沢	七戸	青森南	五戸	外ヶ浜	板柳	大間	合計
地区	1	1		1	1	1			1		14
路線			1				1	1			11

2 選定状況

警察署	地区・路線	地区又は路線の名称	路線区間	延長距離(m) <概数>	選定理由
青森	路線	国道4号	柳町交差点～国道合浦公園入口交差点	2,900	通勤・通学などによる自転車の通行量が多く、自転車事故も多発していることに加え、国道乱横断による重大事故も発生している。
〃	地区	青森市東大野・青葉周辺地区	～		大型商業施設、生活関連施設が集中する地区であるが、高校も複数あり、自転車の通行量も非常に多い。自転車事故も多い。
〃	地区	青森市奥野・筒井周辺地区	～		学校が複数あり、通勤、通学などによる車両、自転車、歩行者の通行量が多い上、交通事故も多い。
八戸	地区	八戸市沼館・城下地区	～		生活関連道路であるため、車両の交通量が多く、自転車事故が多発している。
〃	地区	八戸市湊高台・湊町地区	～		道路幅員が狭い地区であるが、自転車通学の中高校生が多く通行し、自転車事故が多発している。
〃	路線	国道454号	内舟渡交差点～合同庁舎前交差点	2,300	高齢者（歩行者・自転車利用者）がよく利用する病院及びスーパーが所在する生活関連道路であり、事故の発生が懸念される。
弘前	路線	県道石川土手町線	弘前市大字富田三丁目7～弘前市大字松原西一丁目2-1	2,000	中学生、大学生の通学路であり、朝夕の自転車の通行量が市内でも最も多い路線である。付近住民からの悪質・危険自転車の取締り要望がある。
〃	路線	県道石川百田線	弘前市土手町131～弘前市富田町8-3	1,200	弘前駅周辺の交通量の多い路線であり、高校生や、社会人の自転車の通行量が多い。また、付近住民からの悪質・危険自転車の取締り要望がある。
〃	地区	弘前市南大町一丁目及び弘前東高校前駅周辺地区	～		弘南鉄道の弘前東高校駅があり、高校・中学校の通学路でもあり、自転車の通行量が多い。また、付近住民からの悪質・危険自転車の取締り要望がある。
五所川原	地区	エルムの街の周辺地区	～		車両の交通量が多く、エルムの街を利用する自転車利用者も多いことから、交通事故の発生が懸念される。
黒石	路線	主要地方道大鰐浪岡線	寿町交差点～篠村交差点	2,000	生活関連経路であり、高齢歩行者も多く、その安全を確保する必要がある。
十和田	地区	元町ショッピングセンター周辺地区	～		自転車通行量が多く、自転車事故が多い。
〃	地区	県立三本木高等学校・附属中学校周辺地区	～		自転車通学の中高校生が多く通行し、自転車事故が発生している。
〃	路線	市道（通称北里大学通り）	東三番町みちのく温泉～三本木字里ノ沢バイパス交差点	3,100	大学生の自転車利用者が多く、自転車事故が発生している。
三沢	路線	市道（通称五中通り）	ココス三沢南町店前交差点～青い森鉄道三沢駅	1,500	自転車通学の中高校生が多く、悪質・危険な自転車の取締り要望があるほか、商業施設の多い区間もあり、交通事故の発生が懸念される。
むつ	路線	県道海老川新町線	J R 下北駅～田名部中学校前交差点	1,350	駅から市内中心部へ向かう通勤・通学の自転車の交通量が多く、事故の発生が懸念される。
野辺地	地区	野辺地中学校周辺地区	～		町内唯一の中学校であり、自転車通学の学生が多く、町の中心街に位置することから自動車の交通量も多いため、事故の発生が懸念される。
つがる	地区	イオンモールつがる柏周辺地区	～		店舗周辺は国道・県道があり交通量が多く、自転車利用者が当事者となる事故の発生が他所と比べ突出している地域である。
三戸	路線	県道楡引上名久井三戸線	三戸町役場～三戸町立三戸小学校	1,000	生活関連経路であり、高齢歩行者が多いほか、通勤時間帯には、登校する小学生と自転車利用者とは交錯する場面が見られ、事故の発生が懸念される。
鯉ヶ沢	地区	鯉ヶ沢駅周辺地区	～		道路幅員が狭い地区であるが、車両、自転車及び歩行者の通行が多く、事故の発生が懸念されるため。
七戸	地区	七戸高校周辺地区	～		高校と小学校が近接し、登校時間帯に、自転車通学の高校生と小学生との接触事故が懸念されるため。
青森南	地区	浪岡駅、浪岡中学校、浪岡高校周辺地区	～		中学・高校があり、自転車利用者が多く上、地域内の車両の交通量が多く、事故の発生が懸念される。
外ヶ浜	路線	国道280号、町道	警察署前交差点～蟹田中学校前	1,400	中学校の通学路であるが、悪質・危険な自転車が見られるほか、車両交通量も多く、事故の発生が懸念される。
五戸	路線	県道五戸六戸線、町道	時計のみうら前交差点～正場沢交差点	1,200	商業施設や公共交通機関が集中した繁華街であり、小学校の通学路でもある。歩行者、車両共に交通量が多いため、交通事故の発生が懸念される。
板柳	地区	J R 板柳駅周辺地区	～		生活関連経路であり、高齢歩行者も多く、その安全を確保する必要がある。また、駅直近であることから通勤・通学の自転車の通行も多い。自転車事故も多い。